

産学官連携のあり方について

1 . 最近の検討状況

産学官連携が重要との認識のもと、近年、国としても加速的に施策を推進。(・・・別紙 1)

直近、「産学官連携のあり方」を、文部科学省、経済産業省の審議会にて検討。中間とりまとめがなされた。(・・・別紙 2～4)

総合科学技術会議「科学技術システム改革専門調査会」では産学官の有識者からなる「産学官連携プロジェクト」を設け、制度改革・規制緩和等を含む具体的方策について調査・検討を開始したところ。

2 . 製造技術分野における産学官連携のあり方について

当該分野の推進戦略概要(7月3日重点分野推進戦略専門調査会提出版)には、以下の検討の方向性を記載。

産学官連携のあり方

- ・ 研究初期段階からの、特に「産」と「学、官」の連携・役割分担の明確化が必要であり、研究開発テーマ採択時における連携義務化等の対策が必要
- ・ 我が国の産学官が有する人材、研究資金、研究設備等の研究資源を最大限活用し、ものづくりに係る技術革新に結びつけるための、産学官の有機的な連携の促進、及び産学官の人材の交流と相互移動が必要
- ・ 産学官連携時の、特に「学、官」の成果の知的財産化に関する改善

製造技術分野として強く提言すべき事項は何か？